

## 速やかに実効性のある効果的な「日本版DBS」の創設を求める意見書

政府においては、教育・保育等の現場において子供が被害者となる性犯罪が繰り返されている状況に鑑み、子供と接する職場で働く際に性犯罪歴を確認する仕組みの必要性を、2021年のこども政策の基本方針とした。その後、こども家庭庁は「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」を設置し、本年9月12日の「報告書」において「日本版DBS」の方向性を示している。

政府は、これを踏まえ、今秋の臨時国会で「日本版DBS」創設のための法案提出を目指していたが、政府が示した原案に学習塾やスポーツクラブのような「民間事業者」について利用義務が課されなかったことから、与党内で反対意見があり、結局、法案提出は見送られている。

教育・保育の現場における性被害は、子供に対する「支配性」や人間関係の「継続性」、他者の目に触れにくい「閉鎖性」を伴うことから、被害が明らかになっているのは氷山の一角とも言われている。加えて、ジャニーズ事務所における未曾有の性犯罪が明らかになったことによって、多くの国民の間に、子供を性被害から守るために、子供に関わる幅広い職種を対象にした性犯罪防止の仕組みづくりを求める声が高まっている。

よって、東大和市議会は、速やかに実効性のある効果的な「日本版DBS」の創設を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決日) 令和5年12月18日

(送付日) 令和5年12月21日

(送付先) 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(こども政策)